

声明 「学校給食費の公会計化の徹底を一公教育の無償化に向けて」

2017年4月16日

公教育計画学会

公教育、とくに義務教育、そして約98%が進学する高等学校等への無償化を実現することが重要である。ところが、現在、義務教育においてさえ教育基本法では授業料の無償しか保障していない。このような状況は、子どもの貧困が六人に一人という階級分化が激しい日本にあっては、教育機会の格差を招いている。さらにそれは、貧困世帯のみならず中間層にも教育費の重圧がのしかかり、家族の生活を圧迫して、少子化の原因の一つにもあげられる事態を生んでいる。

義務教育において保護者負担の約半分(小学校42%)を占めるのが、学校給食費(文部科学省調査によれば小中学校9年間で426,072円)である。要保護、準要保護世帯へは公的給食費補助があるが、中間層も含めて家計の圧迫要因となっている。さらに、改善へのネックとなっているのは、このような給食費の取扱いが不明瞭である点である。地方自治法第210条は、地方自治体が集めて使うお金は歳入歳出(公会計)処理をしなければならぬと定めている。だが、その一つである学校給食会計を校長等の個人口座(〇〇小学校校長△△となつていようと個人口座)で出し入れをする私会計処理が全国の三分の二の学校に及んでいる。学校給食費約4400億円のうち約3000億円が私会計による公的な責任所在の曖昧などにより勘定で集められ使われている。このため、年度を超えた滞納債務や繰越金等の発生を許す「違法な会計処理」を横行させ、他方では、学校職員による公務の裏付けを欠く集金等が教職員の多忙化・多忙感の大きな要因となり、さらには悪質な個人による不正会計が生まれやすくなってきた。

この原因には、1957年当時に文部省が校長の私会計による処理を認めた行政実例がある。しかし、2016年6月に文部科学省は通知を出して、給食費の徴収、管理は地方自治体の責任によることが望ましいとの考えを示し、2017年度にはそのモデル事業を始めるところである。ところが、学校職員の多忙化解消等への意識が低い地方自治体・教育委員会では、公会計化の声を貸さないところが多く、改善は遅々として進んでいない。

こうした中、2017年4月11日、参議院総務委員会で杉尾秀哉議員への質問に、総務省安田自治行政局長は学校給食費も第210条による公会計処理をすべきと回答し、文科省滝本審議官も「学校給食の実施に係る給食費について食材費を含めて公会計化を進めるとともに、徴収・管理等の業務を地方自治体が自らの業務として行うよう、地方自治体の会計ルールや徴収管理システムの整備など必要な環境整備を促しつつ、地方自治法を所管する総務省ともよく連携しながら、文科省として対応を進める」と答弁を行った。この答弁は210条の趣旨を重視して、行政実例の解釈を覆したものであり、政府の政策転換は明らかである。

公教育計画学会は、学校給食費等の無償化を展望する中で公会計化を地方自治体が積極的に進めるべきと考える。給食費の公会計化によって給食費の現状を広く自治体住民が理

解し、財政民主主義が作用することが大切である。このような草の根からの取組を踏まえることで、政府、地方自治体が一致協力して無償化に向けた大胆な財政措置を積極的に検討することを求める。